

須坂市農業委員会 令和3年6月総会 議事録

- 1 招集 令和3年6月30日(水) 午後3時00分
- 2 開会 令和3年6月30日(水) 午後3時00分
- 3 閉会 令和3年6月30日(水) 午後3時40分
- 4 場所 須坂市消防本部大会議室

5 出席した農業委員 (13人)

出席した農地利用最適化推進委員 (6人)

会長	14番	神林利彦	農業委員	6番	上原昌雄	推進委員	15番	丸山	輝幸
会長職務代理	13番	田中郁男	〃	7番	市村修一	〃	17番	春原	等
農業委員	1番	原千賀子	〃	8番	斎藤 稔	〃	18番	中村	嘉博
〃	2番	松田かよ	〃	9番	春原 博	〃	19番	櫻井	清一
〃	3番	神林秀明	〃	11番	山岸幸子	〃	20番	竹前	清孝
〃	4番	返町 惇	〃	12番	神林清治	〃	21番	大澤	敏志
〃	5番	小林郁雄	〃			〃			

- 6 欠席した農業委員 10番 小林 昇
欠席した農地利用最適化推進委員 16番 坂田 学

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第9号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について(→農業委員会許可)

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について(市街化区域を除く地域内における農地の権利変動を伴う転用許可申請→知事許可)

報告第11号 農地法施行規則第17条第2項の下限面積(別段面積)の適用の可否について(→農業委員会可否決定)

報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について(市街化区域内における農地の権利変動を伴う転用の届出→農業委員会の受理通知)

報告第7号 農地法第4条第1項第9号の規定による届出について(2アール未満の届出)

8 農業委員会事務局職員

事務局長 荻原一司 局長補佐兼農地係長 丸山孝幸 農地係主査 増村穰亮

9 須坂市説明員

産業振興部農林課長補佐 横田宏樹 農政係主任主事 中村祐也

10 会議の概要

事務局長 定刻になりましたので、須坂市農業委員会6月総会を開会いたします。
本日の会議につきましては、農業委員総数14人中、過半数の委員の出席をいただいておりますので、会議の成立をご報告いたします。

それでは、須坂市農業委員会会議規則第4条の規定により、「会長は会議の議長となり議事を整理する」となっておりますので、会長の議事進行をお願いいたします。

議長 ご苦労様です。本日で6月最終日になるわけですが、新型コロナウイルスも予断を許

さない状況のなか農作業も大変忙しいところ6月総会に参集いただきありがとうございます。

6月提出分の3議案につきまして、慎重審議をよろしくお願い申し上げます。

それでは、議事に入ります。

最初に、議事録署名委員の指名を行います。

須坂市農業委員会 会議規則第14条の規定により、12番神林清治委員、13番田中郁男委員をご指名申し上げます。

はじめに、議案第9号「農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する決定について」申請件数2件を議題といたします。

事務局の説明を願います。

事務局
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第9号の2件について、許可と決定するに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第9号の2件については許可と決定しました。

議長

次に、議案第10号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」申請件数2件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

事務局
議長
3番

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

No.2についてですが、実家に兄が住んでいるとのことですが、農業は申請人がやっておられるということで、申請地に住宅を建設したいとのこと。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長
議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第10号の2件について意見可と決定するに、賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第10号の2件については意見可と決定しました。

議長

次に、議案第11号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」申請件数34件を議題といたします。

最初に、No.1からNo.9の9件について審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員
議長

(議案書に基づき朗読、説明。)

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8番

No.5の法人ですが、どのような経営内容ですか。

説明員

昨年、大々的に利用権設定をした法人で、長野市から水害の心配のない当該地区に農地を確保していただきましたが、今回追加で利用権を設定するものです。

推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議長

議案第11号のNo.1からNo.9の9件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手

願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 11 号のNo. 1 からNo. 9 の 9 件については、決定とすることに決しました。

議長

次に、議案第 11 号のNo.10 からNo.17 までの 8 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

8 番

No.11 ですが、この場所は良く水が溜まる田んぼで新規就農の方は大変じゃないのかという私の感想です。

議長

意見ということでよろしいですか。

8 番

はい。

議長

推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 11 号のNo.10 からNo.17 までの 8 件について、決定とすることに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 11 号のNo.10 からNo.17 までの 8 件については、決定とすることに決しました。

議長

次に、議案第 11 号のNo.18 からNo.25 までの 8 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 11 号のNO. 18 からNO. 25 までの 8 件について、決定とすることに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 11 号のNo.18 からNo.25 までの 8 件については、決定とすることに決しました。

議長

次に、議案第 11 号のNo.26 からNo.34 までの 9 件について、審議いたします。

事務局の説明を願います。

説明員

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

次に、地区担当の農業委員さんで、補足説明がございましたらお願いいたします。

推進委員さんで何か補足説明がございますか。

議長

ないようでありますので、これより質疑意見に入ります。

農業委員さんで質疑意見はございませんか。

5 番

No.27 と 28 の申請人の経営内容などについて教えてください。

説明員

(営農計画書に基づき説明。)

5 番

利用権設定の場合、具体的な作物名を記載していただきますが、所有権移転の場合は野菜といった作物名の表示ではなく普通畑と記載すべきと思います。

説明員

大変申し訳ありません。次回より表示方法を変更いたします。

3 番

No.31 と 32 ですが交換ということで対価は発生しないということよろしいですか。

説明員

そのとおりです。

議長

ほかにないようでしたら推進委員さんで何かございますか。

議長

ないようでありますので、採決いたします。

議案第 11 号のNo.26 からNo.34 までの 9 件について、決定とするに賛成の農業委員さんは挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、議案第 11 号のNo.26 からNo.34 までの 9 件については、決定とすることに決しました。

議長

以上で審議案件は終了いたしました。

議長

次に、報告に移ります。

報告第 6 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」報告件数 2 件及び、報告第 7 号「農地法第 4 条第 1 項第 9 号の規定による届出について」報告件数 2 件について事務局の説明を願います。

事務局

(議案書に基づき朗読、説明。)

議長

この件でご質問はございませんか。

ないようでありますので、以上で報告を終わります。

これもちまして、6 月総会を閉会といたします。

ご苦労様でした。